

第12章 物資

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、区は、備蓄の推進等¹¹⁸の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄¹¹⁹

- ① 区は、行動計画又は業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹²⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹²¹。【総務部】

- ② 区は、个人防护具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。【総務部、健康部】

- ③ 区は、必要に応じ、都が最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するための協力依頼に対応する。【総務部】

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 区は、地域の協定締結医療機関における个人防护具の備蓄等を推進するほか、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。

なお、区は、感染症まん延時に医療現場で个人防护具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。【健康部】

- ② 区は、社会福祉施設等に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。【福祉部、障害福祉部、こども未来部】

¹¹⁸ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

¹¹⁹ ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹²⁰ 特措法第10条

¹²¹ 特措法第11条

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 円滑な供給に向けた準備

- ① 医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。
- ② 区は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や都、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。【健康部】
- ③ 区は、個人防護具について、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具を供出する準備等を行う。【総務部、健康部】

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、区は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する¹²²。【総務部、健康部】
- ② 医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

3-2 不足物資の供給等適正化

区は、協定締結医療機関において調達困難等の理由により个人防护具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な个人防护具の供出を検討する。【総務部、健康部】

3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係部局や関係機関等との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める。【総務部、健康部】

¹²² 感染症法第36条の5